

円山動物園ビーバーの森アルミ窓修繕業務仕様書

1 目的

本業務は、円山動物園こども動物園内に位置するビーバーの森のアルミ窓を修繕し、適切な飼育環境を確保することを目的とする。

2 業務概要

- (1) 本業務は、札幌市円山動物園ビーバーの森のアルミ窓の修繕を行うものである。
- (2) 本業務の実施に当たり、作業上の安全対策はもちろんのこと、園内動物の状態や天候によっては作業を中断又は中止する場合や、動物の入院・妊娠・出産に伴う緊急対応等の発生時の作業中断等にも柔軟に対応できる体制を構築すること。
- (3) 業務の実施に当たっては、本仕様書による他、関係法令を遵守し、併せて本市担当職員の指示による。

3 業務実施期間

契約書に示す日から令和2年12月11日まで

4 業務対象施設

札幌市円山動物園（札幌市中央区宮ヶ丘3番地1）
ビーバーの森

5 業務内容（詳細は別紙図面参照）

- (1) アルミ窓の修繕
破損しているアルミ窓について修繕を行う。
- (2) 可動式網戸の撤去、新設
破損している網戸の撤去、新設を行う。
- (3) 共通項目
 - ・ 獣舎内の立入作業には、動物の状態により作業時期に注意点・制約が必要となることから、作業計画を担当者と綿密に協議すること。
 - ・ 作業時等の受託者の明らかな瑕疵により、改修後に不具合が発生した

- 場合は、保証期間外であっても速やかに無償で修理に応じること。
- ・ 獣舎内の往来については、担当係員の指示に従うこと。
 - ・ その他詳細は業務主任の指示による。

6 業務実施における一般事項

- (1) 作業員は腕章等を着用し、本業務の業務員であることが判別できるようにすること。
- (2) 円山動物園の敷地内すべて全面禁煙である。
- (3) 盗難、火災等の発生に注意すること。
なお、異常を発見した場合には、ただちに委託者に報告すること。
- (4) 拾得物を発見した場合は、ただちに委託者に届け出ること。
- (5) 受託者の負担の範囲
 - ア 関係官庁、その他法令に基づく申請手続き等が必要な場合は、業務に支障ないよう遅滞なく行うこと。ただし、申請手続き等に要する費用は、受託者の負担とする。
 - イ 交換、点検等に必要な工具、計測機器等の機材、及び材料、消耗部材等についても受託者の負担とする。
- (6) 安全の確保について
作業の実施にあたっては、通行者や車両等の事故防止に努めるとともに、本業務に起因する事故に対する一切の責任を負うこと。
- (7) 作業実施について
作業実施に伴う騒音や振動等により、動物や来園者への影響が心配される場合には、予め委託者に指示を仰ぐこと。また動物の入院・出産等により一時的に作業を中断することもある。
- (8) 車両の入構について
園内に入構する作業車両は、車両番号や車種、運転者、運転者連絡先が分かるように表示し、予め委託者の許可を受けること。園路等の通行については、来園者や園内他工事との調整が必要となるので、委託者と十分協議を行ったうえで行うこと。
- (9) 備品等の破損事故

業務の実施にあたっての備品及び設備、掲示物等を棄損し、または棄損箇所を発見した場合は、ただちに委託者へ連絡のうえ、適切な処置をとること。

(10) 作業報告

作業日が数日に渡る場合には、その日の業務終了後に作業進捗、次回の作業予定を業務主任に報告すること。

7 環境負荷低減事項

本業務の履行においては、環境負荷の低減に努めること。

- (1) 燃料・電気・水道等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) 極力低公害自動車等、環境負荷の少ない車両を使用すること。
- (3) アイドリングストップを徹底するなど燃料の節約に務めること。

8 提出書類

契約締結後、速やかに以下の書類を提出すること。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務責任者等指定通知書
- (3) 作業工程表

以上の書類については着手後速やかに作成し、各ページを割印、または袋とじにして表紙・裏表紙で割印し、提出すること。

- (4) その他、委託者の指示するもの

なお、業務が完了した時は、ただちに業務写真帳及び完了届を提出すること。

9 その他

本業務の実施に関しての疑義については、委託者・受託者の双方が協議してこれを処理すること。また、技術的に必要と思われることはすべて行うこと。